二十八）「22」を「別表六（二十八）「20」」に、「別表六（二十三）「22」／別表六（二十三）「17」／別表六（二十四）「50」／別表六（二十四）「45」」を「別表六（二十三）「25」／別表六（二十三）「20」／別表六（二十四）「44」／別表六（二十四）「39」」に、「別表六（二十六）「43」」を「別表六（二十六）「40」」に、「別表六（二十八）「29」／別表六（二十八）「24」」を「別表六（二十八）「27」／別表六（二十八）「22」」に改め、同表の記載要領第１号(11)中「、第42条の12の６第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の７第４項から第８項まで、第10項若しくは第11項（事業適応設備」を「又は第42条の12の６第２項から第４項まで、第６項若しくは第７項（生産工程効率化等設備」に改め、同号(3)及び(4)を次のように改める。

(3)　所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の６第２項若しくは第３項（中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の４第２項若しくは第３項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第42条の12の６第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12の７第４項若しくは第５項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定

(4)　所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第１項、第４項、第７項若しくは第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同項の規定を同条第18項において準用する場合を含む。）、第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六(二十三)付表の表中「別表六（二十三）「20」」を「別表六（二十三）「23」」に、「別表六（二十四）「48」」を「別表六（二十四）「42」」に、「別表六（二十八）「27」」を「別表六（二十八）「25」」に改め、同表の記載要領第１号(11)中「第42条の12の７第８項若しくは第11項（事業適応設備」を「第42条の12の６第４項若しくは第７項（生産工程効率化等設備」に改め、同号(3)中「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条」に、「又は」を「、第42条の９第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は」に改める。